第四条第一項中「附則第四条」を「附則第七条」に改める。

附則中第四条を第七条とし、第三条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（専門職大学等に関する経過措置）

第六条　法第十三条の規定は、平成三十五年十二月三十一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係る前条各号に掲げる事項であって平成三十六年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの）

第三条　法附則第三条第二号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政令で定めるものは、大学（専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学部若しくは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学（学校教育法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学科であって、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの（次条において「専門職学部等」という。）とする。

（法附則第三条第二号の政令で定める事項）

第四条　法附則第三条第二号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置

二　特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四　特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

五　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

六　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

七　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学（専門職大学及び専門職短期大学を除く。）の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
文部科学大臣　林　芳正

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百七十九号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年九月三十日とする。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百八十号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第二項、第十七条第七項、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第二項、第四十四条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項（同法第六十九条第二項、第七十二条第二項、第七十五条第六項並びに第九十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の十九第二項及び第三項、第五十三条第一項並びに第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第一項及び第三項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第四十一条」に改める。

第一条の二第一項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同項第十三号中「第三十九条（法第九十一条第二項」を「第三十九条（同項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　道路の占用に係る事項について法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第一条の二第一項第十一号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第一条の二第二項中「第十号から第十二号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改める。

第一条の三第二項第三号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改める。